

## あま市七宝焼アートヴィレッジにおけるキッチンカー等使用許可基準

## 1 目的

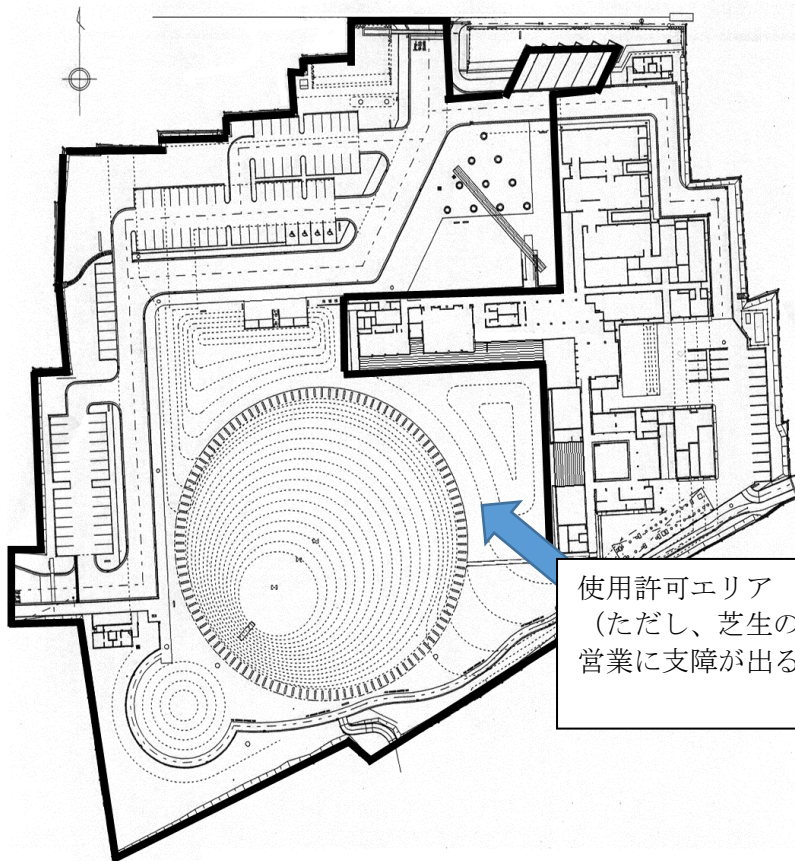
あま市七宝焼アートヴィレッジにおける地域交流や賑わいの創出、来館者の利便性の向上を目的とする。

## 2 概要

## (1) 使用許可対象

- ・キッチンカー
- ・マルシェ（販売ブースなどの設置）
- ・その他イベント

## (2) 使用許可のエリア



## 使用許可エリア

（ただし、芝生のある場所は車両の進入は不可・当日の営業に支障が出ると判断された場合も不可）

## (3) 使用面積

- ・キッチンカー  
1台、約25㎡
- ・マルシェ、イベント

ふれあい広場の約半分（5,000㎡）まで（ただし、事業内容により全面の使用がやむを得ないと判断でき、市の事業に深く関わっている団体である場合は、全面の使用を許可することができるものとする。）

駐車場 50 台まで（ただし、他の利用で駐車場の利用が多くなると見込まれる場合は、台数をさらに制限する場合がある。）

また、事業内容により 51 台以上の使用がやむを得ないと判断でき、市の事業に深く関わっている団体の事業である場合は、51 台以上の使用を許可することができるものとする。）

ふれあい広場、駐車場に販売ブースを設置する場合は 1 か所 1 0 m<sup>2</sup>まで

(4) 使用可能日

施設開館日

(5) 使用可能時間

午前 9 時から午後 5 時まで（準備、撤収時間含む。）

（ただし、上記以外の時間でしか実施できない、もしくは上記以外の時間も含めなくては実施できないと認められるものについては、上記以外の時間の使用を許可できるものとする。）

(6) 使用料（1 日あたりの料金）

・キッチンカー

1 台：市内事業者 1, 0 0 0 円、市外事業者 2, 0 0 0 円

・販売ブース

1 店舗、又は 1 ブース：市内事業者 1, 0 0 0 円、市外事業者 2, 0 0 0 円

・イベントエリア（キッチンカー、販売ブース以外のエリア）

1 m<sup>2</sup>あたり 5 円

(7) 使用料の減免

あま市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第 5 条に該当する場合は、あま市行政財産の目的外使用に係る使用料条例施行規則第 3 条における減免率に応じて減免を行う。

(8) その他の経費

出店に係る費用は、出店者の負担とする。

### 3 資格要件

(1) 食品を販売する場合は、食品衛生許可証等、実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者

(2) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でない者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者

(3) 生産物賠償責任保険（P L 保険）又はそれに準ずる保険に加入している者

(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

## 4 使用条件、注意事項

別紙参照

## 5 使用手続

### (1) 申請書類等

#### ○ 仮申請

(共通)

- ・ヒアリングシート
- ・レイアウト図面

(マルシェ、イベントなどの場合)

- ・イベント企画の概要が分かる資料 (任意様式)

#### ○ 本申請

(共通)

- ・行政財産目的外使用許可申請書
- ・行政財産目的外使用料減免申請書 (該当する場合)
- ・使用者名簿 (複数の場合)

(マルシェ、イベントなどの場合)

- ・企画書 (任意様式、チラシの写しなど内容が分かるもの)
- ・レイアウト図面

(食品の販売などを行う場合)

- ・食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し
- ・製造、販売、営業等に関する許可証の写し
- ・生産物賠償責任保険 (PL保険) 等の証明書の写し
- ・その他、届出が必要な場合は届出の写し

(乗用車を使用して販売などをする場合)

- ・対象車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
- ・運転免許証等の本人確認ができる書類の写し

(火気を使用する場合)

- ・海部東部消防署への届出の写し

(発電機のみを使用する場合でも届出が必要となる場合がありますので消防署にご確認ください。)

### (2) 申請期間

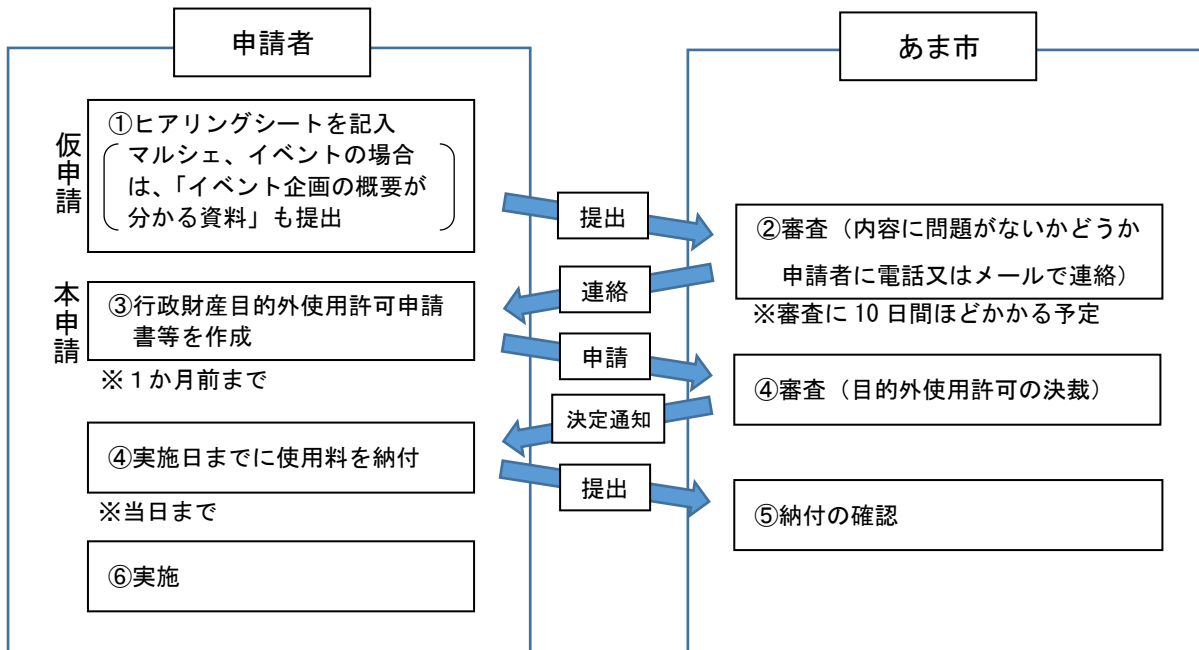
随時受付

- ・実施日の3か月前までに仮申請、実施日の1か月前までに本申請
- ・申請期間中に仮申請、本申請を行う。(仮申請は、審査に10日間ほどかかる予定)

### (3) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで

#### (4) 申請から実施までの流れ



#### (5) 提出方法

- ・持参、郵送又はメールで提出すること。
  - ※ 郵送又はメールの場合、書類を提出した旨を商工観光課アートヴィレッジ係 (TEL052-443-7588) へ電話すること。
- ・郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- ・提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて訂正等を依頼する場合がある。

#### (6) 申請窓口

〒497-0002

あま市七宝町遠島十三割2000番地

あま市七宝焼アートヴィレッジ

TEL 052-443-7588

Mail [artvillage@city.ama.lg.jp](mailto:artvillage@city.ama.lg.jp)

#### 6 使用許可

- (1) 使用許可については、申請者の受付順を考慮する。
- (2) 行政財産の目的外使用許可書は、申請書に記載された住所に郵送する。

#### 7 その他

- (1) 出店許可決定後又は出店中に、市役所利用者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認められないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。
- (2) 出店する権利を第三者に譲渡し、又は転賃することを禁ずる。

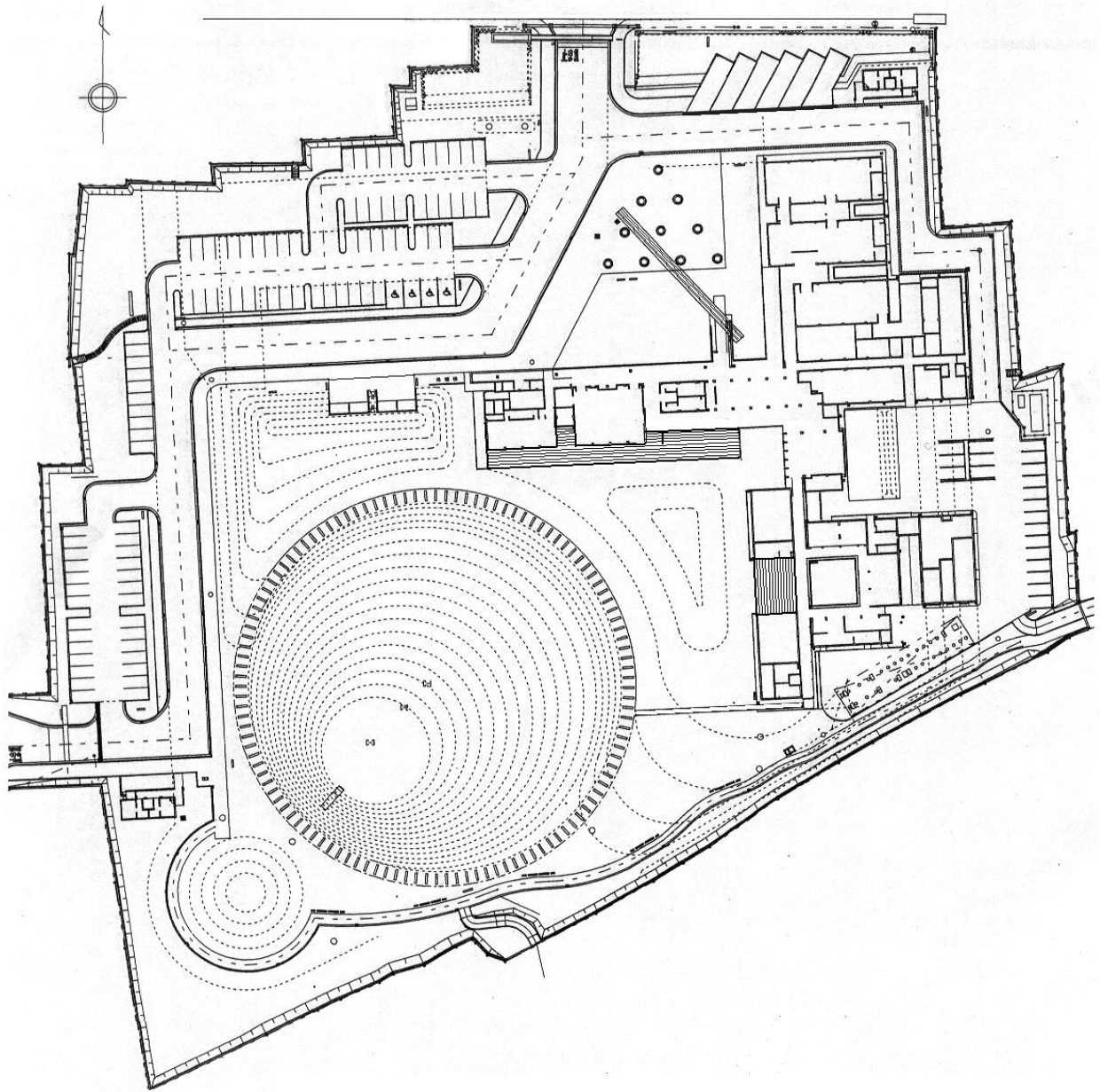
## あま市七宝焼アートヴィレッジ目的外使用ヒアリングシート

以下の事項をご記入の上、ご提出をお願いします。

代表者名 (担当者名)	団体名
電話番号	メールアドレス
住所 〒	

使用予定日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 令和 年 月 日 時 分			
使用内容			
<b>【該当するものにレ点を記入してください】</b>			
設 置 物 ・ 面 積	<input type="checkbox"/>	キッチンカー	車両台数： 台 (うち市内事業者分 台、市外事業者分 台) ※ 車両は移動時の状態で長幅 5m・短幅 2.5m・高さ 2.5m以内であること
	<input type="checkbox"/>	販売ブース	設置数： か所 (うち市内事業者分 か所、市外事業者分 か所) ※ 1か所 10 m <sup>2</sup> 以内であること
	<input type="checkbox"/>	その他	ふれあい広場： m <sup>2</sup> 駐車場： m <sup>2</sup> ※ ふれあい広場、駐車場にキッチンカーや販売ブースを設置する場合は、下記の面積を除いた面積を記入する。 キッチンカー 1台：25 m <sup>2</sup> 販売ブース 1か所：10 m <sup>2</sup>
確認項目			<input type="checkbox"/> 食品の販売を行う <input type="checkbox"/> 移動・運搬以外で乗用車を使用する。(キッチンカーは必ず該当) <input type="checkbox"/> 火気を使用する。 <input type="checkbox"/> 近隣の住宅で聞こえるレベルで音響機器を使用する。

レイアウト図面



使用するエリア、キッチンカー・販売ブースの設置場所などが分かるように記入してください。